

令和7年度

第1回玉村町総合教育会議会議録

令和8年3月9日（月）

令和7年度 第1回玉村町総合教育会議 会議録

令和8年3月9日（月曜日）

議 題

- (1) 総合教育会議について
 - (2) 玉村町立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（案）の策定について
 - (3) その他
-

出席者

町 長	石 川 眞 男
教育委員会 教育長	鈴 木 寛 史
教育長職務代理者	田 村 憲 夫
委 員	齋 藤 尚 樹
委 員	内 田 美 智 子
委 員	根 岸 美 佳 (遅参)

欠席者 なし

同席者

学校教育課長	青 木 栄 二
学校教育課 課長補佐 兼庶務係長	金 子 英 明

事務局職員出席者

総務課長	齋 藤 善 彦
総務課 行政係長	石 関 智 彦

○開 会

午後2時30分開会

◇事務局（齋藤善彦） 皆さんこんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和7年度第1回玉村町総合教育会議を始めさせていただきます。始めに、石川町長からごあいさつをお願いいたします。



○あいさつ

◇町長（石川眞男） お忙しいところご苦勞様です。お世話になります。総合教育会議ということで、あいさつさせていただきます。今、世界は「戦争」がいきなり始まっているという、そのような中で、「子ども達はどうやって育っていくべきなのか」ということを考えてしまった時に、日本は、そして玉村町もそうですけども、「平和教育」ということが、だからこそ大事なんじゃないかなとつくづく思います。ミサイルが飛んでくるような状況があり得るわけですね。何の話し合いも交渉もなく、また交渉の最中^{きなか}において、そのような危ない戦争を前提とするような国にはいけないと思うし、またそれを前提とするような教育をしてはいけないと思います。そういった意味において、これまでどおり「平和が大事だ」、「世界から見てもモデルとなる教育をしている」というような、そういった意味での教育を、今後も進めていっていただきたいと思います。そして、「子ども達を大事にする町はどうやって作るのか」を考えた時、今、玉村町での取り組みとしては「手話言語条例」を準備しています。「手話も言語なんだ」ということを皆が認識して理解し合うということ、それから、「あらゆる差別をなくして一人ひとりの人権が認められる社会を目指す条例」も、今、議会で議論していただいております。それからもう1つは、「子どもの人権を保障する子ども基本条例」、これも今準備をしています。言ってみれば、「人権三条例」みたいなものを作って、子どもと大人、地域全体が、皆で一緒に暮らしましょうという感覚でのまちづくりを進めていっておりますが、これからは教育委員会の皆さんと力を合わせながら、心豊かな子ども達の成長を考え、子ども達が大人になった時に、「世界に羽ばたいて、世界の人達との平和的な交流の中で人生が送れる」、そういった大きな平和にまで視野を広げて、玉村町の行政、そして教育委員会の皆さんと進んでいきたいと思っております。そういう意味において、学校現場を、子ども達を元気にするには教職員が元気でなければならないと思います。私は、職員室が元気になれば、その「職員室力」で子ども達に元気が波及できて、子どもも元気になれるというような思いも常々ありますので、どうか、この今日の総合教育会議がそういう意味においても、玉村町の子どもにとって、玉村町の町民にとっても、生き生きとしたものになってほしい、1つの力になればありがたいと思っています。簡単ですが、あいさつに代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

◇事務局（齋藤善彦） ありがとうございます。続きまして、鈴木教育長からごあいさつをお願いいたします。

◇教育長（鈴木寛史） 改めまして、皆さんこんにちは。ご多用の中、町長以下職員の皆様には議会議中にもかかわらず、また教育委員の皆様には先日定例会をやったばかりにもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。この玉村町総合教育会議、お手元の「資料3」に設置要綱がございますけども、町長が招集するという会議でございます。今回につきましては、町長の招集によってこの会議が開催されましたけども、内容に関しましては、実は、こちら、教育委員会のほうで町長にお願いしまして、開催をさせていただくお願いをしました。と申しますのは、この後、主な議題になります「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」というものを、文部科学省の指示により、「自治体の総合教育会議で策定せよ」、「その後も定期的に総合教育会議で報告せよ」、そういった趣旨のある内容でございます。そのようなことで本日は会議を開かせて、招集をしていただきました。この後、課長のほうから詳しい説明がございますけども、何故に、このような実施計画が必要になったのか、まず義務付けられた背景というのがございます。大きく分ければ3点ですけども、まず、これまで、ご承知のように、公立小中学校の教員には、給与月額4%、調整手当という名のもとに、それ以外の残業代は一切出ないという「給特法」という法律によって、これが「定額働かせ放題」、そういう状況がずっと長年に渡って続いてきました。これが、無制限な労働を招き、過労死ラインを超える長時間勤務の常態化にもつながっております。2つ目は、「深刻な教員不足」です。こういった過酷な労働環境が世間に知れ渡ってしまったことで、教員の志願者が激減しております。教員不足が全国的に社会問題となってしまいました。このままでは子供たちに必要な教育を届けられない、そういった危惧が国を動かしました。3つ目は、文科省がこれまでも指針としては「上限月45時間、年間360時間という指針」を示してきたのですが、これはあくまで努力義務でしたので限界がありました。ここで法的な強制力をもたせる形で、具体的な実施計画の策定、公表というのを義務付ける、というものが背景にありました。わかりやすく言えばですね、今までは、「がんばろう」「がんばろう」「これぐらい少なく削減しよう」というように、努力義務でやってきたのでは、いつまでたっても改善が進まない、これからは、校長も、教育委員会も、自治体も首長も、そして、この後、これは、地域のそれぞれの各学校の、地域の関係者にも公表しますけども、そういった地域住民にも、皆で見守っていただいて、この職員の勤務時間が適正に運用されることを「皆で見守っていきますよ」という趣旨になります。具体的には、勤務時間の目安ですとか、いろんな数値上の目標値がありますけども、それに向かって一步一步前進していくための計画でございます。この内容につきましては、この後詳しく説明をいたしますので、ぜひ、慎重なご審議をいただきまして、「教職員を守るために」、「励ますために」、先ほど町長の言葉にもありましたが、「元気づける」と、そのことがひいては子供たちの元気な姿に結び付ける、そこを目標にして、皆様にご検討いただければありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

◇事務局（齋藤善彦） ありがとうございます。それでは早速議題に移りますが、議題の進行は、町長にお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

◇

○議 題

◇町長（石川眞男） それでは私のほうで進行をさせていただきます。まずは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

◇事務局（石関智彦） それでは、事務局のほうから説明させていただきます。私、改めまして、総務課の石関と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。本日の議題ですが、先ほど、教育長からのお話にもありましたが、こちらの計画の策定ということになります。総合教育会議につきまして、皆様久しぶりか、根岸さん等初めての方も、まだいらっしゃらないですけども、簡単に、総合教育会議とは「何か」ということに触れさせていただけたらと思います。簡単に説明させていただきます。それでは資料をめくっていただき「資料1」をご覧ください。「玉村町総合教育会議名簿」ということで、このあとの「資料2」、「資料3」がついていますけど、こちらの名簿の方が、現在、玉村町の総合教育会議のメンバーとさせていただいております。石川町長、鈴木教育長をはじめとする教育委員の皆さんと、事務局は総務課となりまして、総務課長の齋藤課長と、私、石関で構成されます。また今回は、会議の議題の関係者のお立場から、学校教育課の青木課長と金子補佐にも同席していただいております。

次のページ、「資料2」をご覧ください。「総合教育会議とは」とあります。ご存じの方は、繰り返し、毎度の説明になってしまうのですが、少しでも読ませていただきますと、総合教育会議は、平成23年に滋賀県大津市で発生した「いじめ事件」をきっかけに、教育委員会の見直しが行われました。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」という法律の改正により、各自治体や都道府県に総合教育会議が設置され、玉村町でも平成27年に「玉村町総合教育会議」が設置されました。その下にずらずらと書かれていますが、簡単に申しますと、教育長のごあいさつの中にもありましたけども、以前は、その自治体の教育行政というものは、独立して、教育委員会の皆さんと学校とで取り組んできましたが、その自治体の首長、町長も、「重点的に講ずべき施策や子ども達を取り巻く様々な課題と一緒に調整して考えていきましょう」という会議になります。そのメンバーは町長と教育委員会の皆様で構成されるということになります。そのページの一番下の段落のところですけども、過去、どういうことをやってきたかというところでは、学期制について、2学期制になり3学期制に戻すときに協議したり、首長側の提案で示される「玉村町教育大綱」というものを策定しております。また、この会議は、一般町民の方も、参加したい方がいたら参加できるという公開性のものであるのですが、特段周知をしていませんので、聞きに来る方もいらっしゃらないのですが、こちらの会議録につきましては、どういう内容で議事を進めたかということをごホームページでお知らせするよう形を後で取らせてもらっております。

また、1枚めくっていただき、次の「資料3」をご覧ください。「玉村町の総合教育会議設置要綱」になります。先ほど、教育長も触れてくださいましたけども、主に網掛けのところをご覧ください。

いただくと、第2条、「会議は、町長及び教育委員会をもって構成する」、第3条「会議は、町長が招集する」、第3条の3項「会議の議長は、町長をもって充てる」、第5条「会議は公開するものとする。」、第6条「議事録を作成し、これを公表する」、第7条「会議の事務局は、総務課」とするということで、こちらが会議の趣旨を述べ、運営についてかかれた要綱となっております。このようなことから、本日は、皆様にお集まりいただきまして、今回の議題であります「町立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（案）の策定」について皆様にお諮りさせていただく予定です。また、この会議自体は定期的を開催するものとはしてはいてなく、その時の首長、石川町長のお考えにもよりますが、例えば、何か協議すべき議題がある場合だとか、皆さんに集まっていただいて意見をもらいたい時に、会議を開催させていただくようなこととさせていただいております。参考までに、前回、開催させていただいたのは、令和5年になり、2年前となりますが、町の教育施策の一番根本となる「玉村町教育大綱」とうものを法律に基づき策定させていただいておりますが、5年ごとに見直しを行うということで、教育大綱見直しのために総合教育会議を開かせていただきました。

本日は、計画の策定ということで、町長側からの議題ということではないのですが、教育委員会側からの議題になりますが、計画について、この後、青木課長からご説明いただきますが、皆様からのご意見、お考え等をお伺いできればと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、総合教育会議の説明は以上となります。

◇町長（石川眞男） それでは次に、（2）ですね、町立学校の教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画（案）の策定について説明していただきたいと思います。

◇同席者（青木栄二） お世話になります。着座にて失礼いたします。今日お配りしたこちらのカラー刷りのプリントを見ていただいて、まず、この実施計画が、なぜ立てられなければならなかったのかということについてお話ししないと意味がわからず、という感じになってしまいますので簡単に説明します。

こちらが基本的には「概要版」になっております。こちらを見てもらいますと、「教育委員会が講ずべき措置に関する指針のポイント」が書かれています。改正のポイントについては1から5という形になっているのですが、まず概要のところを見てもらうと、概要のところでは令和7年6月に成立した「改正給特法」、今までですと、教育長も言っていましたけども、4%の教育調整額で残業、それ以上は残業をつけないということが定められている法律になります。それに基づいて、服務を監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき、文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるものとするということです。基本的にはこういったものを踏まえてやってくださいということになります。

改正のポイントについて、1番は、働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点、この目的ですけれども、青線に書いてあるとおりののですが、子ども達により良い教育を行うことが目的です。先生の勤務時間を減らすということは、目的とすると、その先にある子ども達がより良い教育を受けると、そのためには先生が、生き生きしなければいけないといったことになります。そういったことがポイントになります。そこで、再度、働き方改革を見直ししましょうということ

です。
2番では、在校時間、上限時間ということで、これも教育長のあいさつにあったとおり、これまでも定められていたのですが、在校時間については、教員が校長から命令されて働く時間「超勤4項目」というものに含まれているものではないのですが、上限時間については、1か月の在校時間については45時間以内と、時間外の勤務ですね、1か月45時間以内、ただし、1か月間45時間で1年間ずっといいよと、そういう訳ではありません。1年間の時間外在校時間については、360時間以内という形になります。360を12か月で割ると45にはならないですね。基本的には多い月もありますけども、それを、45を上限にしましょうと、できればもっと少なくしましょうと、そういったことです。休憩時間についても教員については、給食の時間が休憩になっているかというところではございません。「子どもの給食受動の時間」という形で、休憩時間もしっかり与えてくださいと、そういったこともここに書かれています。

3番はですね、「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」と、これが義務付けられました。教育委員会とすると、こういった計画を必ず定めるということになっています。この中で、目標値という形で、点線の枠のところに書いてある1か月の在校時間を45時間以下の教職員の割合を100%、全員がこうなるようにと。また1年間については、1か月換算にすると平均で30時間程度となることを目指す。それと1年間の在校時間は360時間以下ということで、ここが確実に

行えるようにということが示されています。
4番につきましては、教員について、「服務監督する教育委員会が講ずべき措置の内容」ということが書いてあるのですが、具体的には、「教員だけがしなければならない」、「教員がすべき担うべき仕事」と、「教員以外でも任せられる仕事」だったり、「教員の業務ではあるけれど、負担軽減すればできる業務」があるだろうと分けて考えられるのではないかとということで、こういったこともこの計画の中に入れることとなります。

最後、「留意事項」のところになるのですが、一番上ですね、こういうことが起こると、時間外勤務をやっていると上司に怒られるっていうのもあれですけど、一番上の、「実際の時間より短い虚偽の時間を記録することがあってはならない」、ここについては、勤務時間をしっかり管理してください。先生が仕事をしてるんだけど、早くタイムカードを押しちゃうようなことがないようにということです。また、もう1つが、「持ち帰り」は原則行わせないと。学校への勤務は学校ですと。「持ち帰り」の実態がある場合については、実態の把握もしっかりしてくださいと。「持ち帰り」も

勤務の時間ですと。そういったことが今回示されております。そういったことをどうしたらできるかということで、教育委員会としまして、今回、計画を立てさせていただきました。

そして「資料4」のカラー刷りのこちらが「概要版」となっております。先ほど言ったものが概要版でも示されております。

「資料5」からが、基本的には、この原案という形になりますが、第1章は、計画策定の趣旨等ということになりますので、第1章の(1)だけは読ませさせていただきます。

計画策定の趣旨、現在、教育現場における教職員の業務は多様化・高度化しており、その結果、長時間労働や過重な業務負担が大きな問題となっている。これにより、教職員の健康状態の悪化や、教育活動の質低下、さらには離職率の上昇といった課題を招いている。玉村町では、これまで、教職員の働き方改革を推進し、業務量の適正化と心身の健康確保を目的とした様々な施策を展開しているところであるが、持続可能でより質の高い学校教育の実現に向け、教育職員の働き方の見直しと健康管理の強化は急務である。国においては、教師の処遇改善、学校における働き方改革の一層の推進等を図るため、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法を改正するとともに、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を改正した。これにより、サービスを監督する教育委員会は、国指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定すること等が義務付けられた。

このような状況を踏まえ、玉村町の実態に即した具体的な目標と取組を定め、教職員の業務負担軽減と健康確保を図るとともに、学校における働き方改革の更なる取組を進めていくことを目的とし、ここに「玉村町立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定するという、こういった趣旨のもと策定」

とうことで、読むと長いですので、こちら（概要版の資料4）のほうが見やすいです。

こちらで見てもらって、2番以降についてはこちら、「資料5」の、計画の期間になるのですが、期間については、令和8年度から令和11年度の4年間としています。実際に、第2章になると、玉村町の現状です。これは令和4年から令和7年度の平均になります。小学校については、令和7年度のところ、月平均、月の時間外に働いている平均は、小学校は、今現在でも既におおよそ30時間と、中学校はちょっと多くなって40時間と。これを基本的には平均30にするということが目的です。月45時間を超えている職員が小学校20%、中学校38%、月80時間超が、小学校1%、中学校10%、360時間超になると、小学校約45%、中学校ですと60%という形になります。この、「働きがい」とか「満足度」というのは、ストレスチェックの中にこういった項目があります。これは、4点ポイントの中の3.4というところが「働きがい」、これは比較的高いほうです。「満

足度」についても8点満点中6.3というのも、これも比較的他の教育所と比べると比較的高いところにはなっているのですけども、これが今の、現状です。

本計画第3としまして、本計画の目標としましては、月45時間超の割合を10%ですね。0（ゼロ）にするというのが目標ですけども、まずは45時間というのを10%に削減する。月80時間超は0（ゼロ）。360時間超の割合は30%というのは、中学校だと半分にするということですね。

「働きがい」については、ポイントをちょっと上げていくこと、それと「満足度」についての6.4、ちょっとあげる感じですけども、これを維持していくということを目指しています。

第4章につきましては、実施する業務量管理・健康確保措置の内容としまして、3つ、「学校以外が担うべき業務」というところでは、見守り活動や通学路の安全、それと過剰な苦情、不当な要求への対応。2つ目は、「教師以外が積極的に参画すべき業務」として、今も現在進めております部活動の地域展開と、令和9年度末までに、休日は地域展開、すべての部活でできるように運動部は実施すると、平日も段階的に実施。また各種調査、統計回答の精査として事務負担の軽減を図る。後はプールの管理、水泳について、民間のほうの活用を推進していくと。3つ目、「教師の負担軽減を促進すべき業務」として、支援スタッフの配置、多用な、現在も、ですけども、町、町費の任用職員を今後も継続したいと。ICT、校務支援システム、現在、入れられるものについて、こういったもので効率化を図る。留守番電話の活用、現在6時で留守番電話になっています。そちらについても、今は6時ですけども、勤務時間とすると各学校、一番長いところでも4時50分が勤務終了時間になっています。ですので、本来だったら6時ではなくて、これがもう少し早くできればなあという風に思っております。

「教職員の健康及び福祉の確保」として、ここに書かれているような心理的安全性、メンタルヘルス、医師面談の体制、環境改善というところで、ここで年休の取得促進というところで、役場もそうですけど、20日間取れる訳ですけども、20日取れる人ってなかなかいないんですけども、夏休み等もございますので、そういったところも含めて、町教委としましては、「15日取れるようにしましょう」ということを目標に最初入れようと思ったんですけども、年休については「権利」でもありますので、「推奨」という形で示させていただいております。

第5章として、実効性の確保として教育委員会と学校の連携強化、定期的な進捗状況の報告と、計画の見直し、情報公開と町民理解への促進、地域ボランティア、企業、大学等の協力を受け入れる体制をつくる、学校だけでは要領得ませんので、地域、保護者、いろいろなものを使えるのが比較的、そういったことが細かくこちらには書かれているのですけども。一応概要としてそういったことが、文章でこちらのほうに記載させていただいております。簡単で雑ばくな説明で申し訳ないですけども以上になります。

◇町長（石川眞男） ありがとうございます。（根岸委員が途中から参加したため）根岸さん、途中からなのですが、わからないことも含めて意見等ありましたらお願いいたします。

報道にもあるとおり、教員の人数が全然足りないというような現実がありますので、学校の教員の試験も倍率がどんどん低くなっているという中で、「良質」という言葉を使って良いかわからないですが、「教員の質」を落とさないためにも、教員の皆さんが、「元気に働ける」というか、「教員になってみたいな」というような若い人達が出てくるというのが重要だと思いますので、そういうことに対する教職員の待遇をどうやって改善していくかっていう対応かなと思うのですが。質問等、何かご意見ありますでしょうか。

齋藤委員は、学校にいらっしゃった経験者として、今の状況はどんな思いでしょうか。

◇委員（齊藤尚樹） 私がいた頃に比べると、随分ICT化も進んでいますし、業務の効率化も、それから、通知表も全部手書きでしたから、それだけで1週間くらい前から書き始めて「1日3人」とか書かなきゃならなかったのに比べると、随分進んできて、学校の業務も改善されてきたなと思いますが、今、社会的な状況から見ると、まだまだなんだと思うんですね。でも、今回の計画を見ると、随分進んでというか、思い切っているようなところも見られますので、これが実際に学校の現場でやっていけるかどうか1番問題で、先生方ってみんな真面目なんですよね。ちょっとした、あまり意味のないような仕事でも一生懸命やっちゃうんですね。特に女性はそういうところがあって、女性の先生は本当にすべての仕事というか、すべてのそういう業務に全力をつくすと。男は割といいかげんな人が多くて、女性は、例えば教育委員会に提出するような事務的な仕事なんかでも、「自分の授業の準備より先にしなきゃならない」、締め切りがありますから、そういうものを一生懸命やってしまう、もしくは授業中にそれをやっていたりするんですね。そういうのをどうやって減らすかということが1番の大変なところだと思うんですね。実際にその時間を見ているわけにもいきませんし、なるべく教育委員会とか町に出す事務的なものを一括してできるようなシステムとか、担任が関わらなくてもできるようなものは、すべて学校のどこかでやっていただくとか。そういうことができるようになると、その実際にやるべき仕事以外のそういう事務的なものが軽減されていくことで、子ども達への授業も質が向上すると思う。先生方はやっぱり「授業をやりたい」って思うけれども、やはり締め切りがあり、ここまでにしなきゃいけないとかというのがあって、それを最優先にするので、その点が、昔に比べれば随分減ってきたとは聞いているんですけども、精査できたらいいかなと思いますし、ここにもありましたけども、夏休みの課題が膨大にありまして、それを処理するのに3日間くらい子どもを早く帰したりしていたんですね。どっちが保護者かわからなくて、学校にお願いしとけばとりあえず作品は集まると。最近は割とそういうことがなくなってきたということを知ったので、大変良い傾向かなと。もっと少なくしてやろうって、上手く先生方の業務が減るような、そういう形というかシステムができあがると、それに沿って動けるようになるので、一人ひとりに任せずに、全体でそういう形ができてくるといいなと思って聞いていました。以上です。

◇町長（石川眞男） 今、ご意見伺いました。私も、「なるほどなあ」と思うところはあります。田村

委員は何かありますか。

◇委員（田村憲夫） 今この状況を聞いてみて、今の先生は「幸せだな」と感じ取ったですね。過去のことを言うとキリがないんですけども、私は、「教育」とは違った、取締、悪い事件を起こした者を摘発するというような仕事をしてきたものですから、その仕事において、内容によっては、1日で切り上げることはもちろんできないし、1か月、2か月、3か月、半年、1年という長いケースもあり、やはり若い時には、その事件を究明するために、朝早く行って夜遅くまで、また階級的に違ってくると、今度は捜査員が仕事をしてきたものを、自分たちが今度は見て、また「次の事件」ということで、年がら年中休む暇もないというような状況だったです。でも今この状況を見てみると、確かに先生方の過去の活動から見ると、やはり事案とうか、ものすごく増えていると思います。生徒は少なくなっているけれども、やる処理っていうのはやはり過去から見るといろんな事案が増えてきて、それを先生方がやるために時間を取られてしまう。休みも取れない、残業もしなきゃならないという面においては、やはり、ある一定の「時間制限」、「労働時間制限」をちゃんと明記しなければならない。それに耐えられない先生は、学校の正門に来ると、ひょっと、踵を返して家に帰ってしまう、そういう「うつ的な」先生も非常に多くなってきたと聞いております。ですから、それを助けるには、町長を先頭として、こういう事案をですね、丸きりなくすんじゃなくて、今まで「5」だったら半分の「2.5」くらいに、そういうふうにしてやろうじゃないかというのが今回の趣旨だと思うんですけども、私は、教育現場にいなかったですからわかりませんが、やっぱりわかる事案としては今までやってきた数多い仕事の中から、今、齊藤委員が言ったとおり、これは教員じゃなくて、違う団体に任せられることができる事案かどうか、それを推察して、少なくとも教員の負担にならないような流れっていうものを作る、構築すればいいかなって思います。

◇町長（石川眞男） 今、お二人に意見いただきました。青木課長、これに対して何かありますか。お二人からいただきましたが、感想等ありましたらお願いします。

◇同席者（青木栄二） 本当に、今、言われたとおりで、先生方も頑張っているんだということを理解していただけたかと、ありがたく思います。今後、また、いろいろな、町とすると、逆に、町職の介助員、補助員、スクールサポートスタッフなど、たくさんの人員を配置していただいているっていうのが、「玉村町の教育」の素晴らしいところかなって思っております。伊勢崎だったり、前橋だったり、高崎だったり比べると、ここまで拡充しているところは、ここまでの町職（自治体採用の職員）がいるというところもございませんので、「玉村町の教育」がより良くなるような形で、こうったことを進められればなと思いました。

◇町長（石川眞男） 私も玉村町に住んでいて、それだけしか知らないけども、他のところから玉村町の学校にきた先生は、「結構玉村町の教育はいいですよ」という話を良く聞くんですけども、そういったことを比較できる状況の人が評価してくれるっていうのが非常にありがたい話で、じゃあ、これでいいではなくて、もっと進めて学校教育現場の思いを生徒に伝える、子ども達に伝えら

れるような環境をつくるのが大事だと思います。そういったことを受けて内田委員はどうでしょうか。

◇委員（内田美智子） 私は、教員のご夫婦のお子さんを預かる「保育所」に長年勤務しておりました。そして、1番最後に、長時間保育をやっていて、最後になるのがやっぱりお母さんが教員です。それで、その子どもを見ていると、その子は朝の7時にはもう来て、帰りは6時とか6時半とかになって、それでもギリギリでお母さんが来ると思うんですね。そういうのを見ていると、やっぱり子どもさんのためにも、そういう働き方改革で、少し短い時間でというのは必要だと思う。子どもを育てやすいような、そういう教員さんのために、そういうのも良いかな私は思ったんですけど、その後、児童館で、支援児さんの親子さんが遊びにくる教室にちょっと関わっていたんですけど、そちらに来る教員さんのお母さんだって、「お父さんが6月から育休になるので私は6月から出ます」とかそのようなことを言っていましたね。お父さんも教員さんで、中学校の先生ということだったんですけども、ご夫婦で子どもを連れて遊びに来たりだとか、なんか、やっぱり「余裕」が、そういう「育児休暇とかの余裕」が、子どもに対しても、教員さんの子どもさんに対しても、すべての子どもにとっても良いんじゃないかなと思いました。

◇町長（石川眞男） 学校の先生は、「学校の先生」だけじゃなくて、家でいえば、家庭関係、子どもがいて、親がいてって、そういう家族がいる中で、「教員」という職業の中で学校へ行っている。皆繋がっているわけですね。今、子どもがいない人も、子育てが終わっちゃった人も。今、根岸委員は、子育て真最中ですけど、そういった中で見た、学校の先生方の、大変だなあとか、そういった形の思いがこういった計画という形になってきたんですけど、それについて何か、思いや感想があったらお願いします。

◇委員（根岸美佳） そうですね、昨年の11月に20日間、子どもの担任の先生が「育休」を取ったんですね。それで、周りのお母さん達は、皆、「良かったね」って、「育休が取れて良かったね」って言っていたので、そういうシステムというか、そういう制度のもとに、堂々と休みを取ってほしいなと思います。また、いろんな保護者の方と接していると、学校任せにしてしまう保護者の方もいるので、そういうところの保護者の理解というか、保護者の、先生たちへの協力というのも、やっぱりまだまだ必要なんだろうなと思いますけど、そういう制度のように浸透させていったらいいのかなって思いました。

◇町長（石川眞男） 今、お二人の意見、感想ありましたけども、それについて青木課長いかがでしょうか。

◇同席者（青木栄二） 実際にそうだと思います。先程ご意見あったように、女性の先生は、手を抜かないっていうというか、私と違って良くやるんですね（会場笑い）。そうすると、お子さんが小さくても仕事に来ていて、本当に家へ帰って子どもの面倒見れているのかなと思うような部分も実際には感じる場所があります。逆に、男性の育休の取得率も非常に高くなっていて、今2か月取

得というのが上陽小でありましたが、二人が同じ時期にかぶっていた時期もあってですね、2か月、2か月という感じで取れたんですが、玉村町ではそういった時に、何が一番問題かというところ、「代替の教員」を見つけるのがやっぱり難しいですね。2か月間というところで働いてくれる人を見つけるのが大変なところもあるのですが、まあ、そういったところも含めて、教員を辞めた人が、「実際にそういったことなら私がやりますよ」ってやってくれる教職員も玉村町には結構多くいらっしゃるって、まったく2か月間誰も行かないってということがなく、対応できたってところもありますし、多い人だと、男性でも育休を1年間取得する、そういった方も実際に来年度います。玉村町でも。そういった方達で、いろいろな権利がというか、うまく使えるような形になってきているということは良いことかなと思いますし、そこを上手く、カバーできる教職員を上手く集めるということが、我々教育委員会の事務局の職員の仕事かなと思って、今後も頑張っていきたいなと思います。

◇町長（石川眞男） ありがとうございます。私も、今度、中学校の卒業式があり出席する予定ですが、卒業式を見ていると、「こんなに大人になっちゃった」と思うんですよ。そして今度は、小学校の入学式は、本当に「子ども」、「子ども」で。この前、小学校5年生の女の子二人に偶然会って話していたら、「小学校1年生ってどう」って聞いたら、その女の子が、「キッキしている」、「うるさい」って（会場笑い）。まあ、うるさいのしょうね、男の子は。でも、女の子は別ですけど、「男の子はうるさいよ」って言っていたけど、そのうるさいという子ども達が、5年経つと、ああいった形で大人になって、中学生になると全然違いますもんねえ。その成長というものを本当に身近で見ている学校現場の先生方っていうのは、仕事としても、我々の仕事とはまた違った達成感というか、寄り添いの、なんていうかな、見ようっていうんですかね、そういうのがあると思うんです。その先生達はやっぱり苦しんでいる、非常にいろんな状況の中で追い詰められて、子どもに接する状況が不完全な状況にあるっていうのが今回の計画だと思いますので。

私がいつも一番辛いつて思うのは、反対賛成の議論はもちろん全然いいんだけど、「無関心」でいられるっていうのが一番辛いことなんで、ある意味、学校の先生方に対して「無関心」でないというような形で、こういった計画を作っていくことが非常に大事だと思うんですけどね。今、お話いろいろ聞きまして、その中で、今事務局から説明がありました。「教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画」というものに対して、皆さんの中でご了承いただけたということでよろしいでしょうか（全員承諾）。そうすれば、そのように理解して、皆さんのご理解を得たということで、会議の議題としては終わりにしたいと思います。

◇事務局（石関智彦） 「その他」ということで、こういう機会なので、委員の皆様から、せっかくですので何かありますでしょうか。

◇町長（石川眞男） 玉村町では、中学校2校、小学校5校、このスケールっていうのは、ある意味ちょうどいいのではないだろうか。

◇委員（齊藤尚樹） 多すぎないというのが、とっても良いんじゃないかと思うんですね。改革が、割とスムーズに全校に行きわたるといのがあって、私は「市」だったので、なかなか皆が同じように改革に取り組むってことは、多分できなかった、できていなかったんじゃないかなと。だから、何か学校でやるにしても、「他の学校はどうか」って確認してから、例えば、「明日休みにする」かどうか、「明日台風が来るからどうするとか」というのを、いちいち確認してやっていたような。私が行っていたのは随分前、10年くらい前なので、今は随分変わったかもしれないですけども、それに比べると、玉村町の教育委員会の意向は、割と早く的確に各学校にいつているというか、意思がちゃんと伝わっているという点で、玉村町は大変良いのかなと私は思いました。「町」に帰ってきて、玉村はとっても良いなあと実感しましたね。

◇町長（石川眞男） そういう意味では、「優位性」を持っていると思うんですよ。この町の「優位性」というか、人口3万6千人、学校規模は、中学2校、小学校5校、そういうのを自覚しながら、皆さんと一緒に、「元気な学校」を目指して進めていっていただけたら本当にありがたいと思います。今日はありがとうございました。



○閉 会

◇事務局（齋藤善彦） それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回玉村町総合教育会議を終了させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

午後3時18分閉会